



福井労働局発表
平成24年5月29日

担当	福井労働局 総務部労働保険徴収室 室長 石田 高信 室長補佐 倉野 一志 電話 0776-22-0112
----	---

「平成24年度労働保険年度更新申告書」受付開始について

—労働保険年度更新期間は6月1日～7月10日となっています—

平成24年度労働保険年度更新の時期（6月1日～7月10日）を迎え、福井労働局、県下各労働基準監督署、社会保険・労働保険徴収事務センター（福井・武生・敦賀各年金事務所内）の窓口では、6月1日から労働保険年度更新申告書の受付を開始します。

労働保険（労災保険・雇用保険）は、4月1日から翌年3月31日までを一保険年度としており、年度更新期間中に前年度の保険料の確定精算を行うとともに、新年度の概算保険料の申告・納付の手続きを行うこととなっています。

このため、労働保険に加入している事業主は、7月10日までに年度更新の手続きを行わなければなりません。

これらの手続きをされる事業主の利便性を考慮して、労働局・労働基準監督署等の窓口のほか、本年度についても6月13日以降、県下19ヵ所に申告書の受付会場を設け、その利用を呼びかけています。

受付会場では、労働局・各労働基準監督署の職員及び臨時労働保険指導員（福井県社会保険労務士会所属の社会保険労務士）が申告書の作成・記入方法等の説明指導を行います。

（参考）受付会場は別添一覧表のとおりです。